

令和3年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和3年7月1日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大塚委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

榑教育長

報告事項はございませんが、1点、御説明申し上げます。

教職員の不祥事に関し、さきの事前委員会において御説明申し上げておりましたが、去る5月24日、公立中学校の教諭が10代女性宅浴室の窓の外側から盗撮目的で小型カメラを設置した容疑で逮捕され、更に6月10日に入浴中の10代女性を撮影し動画を保存した容疑で再逮捕されるという事案が発生いたしました。

当該教諭につきましては6月25日に起訴され事実確認ができたことから、6月29日付けで懲戒免職の処分といたしました。

教職員としてあるまじき行為が発生し、県民の皆様からの信頼を大きく損なう事態に至ったことは誠に遺憾であり、深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

現在、新たに立ち上げた不祥事根絶対策タスクフォースにおいて、不適切な行為への対策について検討が進められておりますが、県教育委員会といたしましては今後このような事態を再び招くことがないよう、不祥事根絶に向けて全力で取り組むとともに、信頼回復に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

大塚委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

おはようございます。何点か質問させていただきたいと思います。

まず、本会議のほうで高校入試の制度が変わるといえるのか、スポーツだけでなく文化部の生徒の分も優先入試を始めたいというようなお話があったのですが、具体的にどう

いうふうに検討されているか。まずはどういうふうな部を対象に考えられているのか、中身を教えてくださいませんか。

重田教育創生課長

ただいま岡田委員より、入学者選抜制度の改善の関係について御質問を頂きました。

現在の公立高等学校の入学者選抜についてでございますけれども、確かな学力を重視して生徒の個性を生かすことを狙いといたしまして、特色選抜、連携型選抜及び一般選抜を実施しておりまして、令和3年3月の実施で11回目を終えたところでございます。

こちらにつきましては、中学校、高校の双方からおおむね肯定的な意見を頂いておりますけれども、先ほどございましたように、そのうちの特色選抜につきましては課題のほうも指摘されているところでございます。

そこで、この特色選抜を中心とした選抜方法の改善につきまして検討を行うために、学識経験者や学校関係者などを委員とする公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会を新たに設置いたしまして、明日、7月2日に第1回目の会議を開催予定としております。

具体的にどういう議論かということでございますけれども、この検討委員会では特色選抜で課題と考えております運動系に比べて文化部系での募集人数が少ないという点。それから、例えば中学校での部活動の活動人数については運動系が約1万800人、文化部系が約3,600人ということで、割合としては3対1でございます。一方で、特色選抜の募集人数につきましては運動系が約650人、文化部系が80人、8対1ということで、運動系が多くて文化部系のほうがやはり活動の成果が認められる場になかなかないというところが課題と捉えております。

さらには、スポーツの有力選手がスポーツの拠点校や指定校以外の各高校にも分散しているとか、あるいは募集競技に偏りがある状況など、これらを見直す方策について検討いただきたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。文化系の子供たちをと言ったのは、そもそも部活に所属している割合に比べて入試の割合のほうが大きく違っていたというところで、文化系の子供たちの進路の中で選択肢として特色選抜の割合を増やしていきたいということなので、是非文化系の子供たちにも進路を前向きに、部活をしながら高校に進学してそれを将来も続けていくという部分で、門戸を広げていただくチャンスとして入試を捉えていただきたいし、是非進めていただきたいと思います。

明日も委員会が開かれて中身を検討されるということなので、余り詳しいことを聞いても多分明日の委員会の皆さんでというお話になるかと思うのですが、いずれにしても、この入試の問題は小学校のみならず徳島県内に住まれている保護者の方、少なくとも子供さんがいらっしゃる高校入試の話題にすごく関心を持たれていまして、入試の制度が変わる度にどうなるのかということで、私にもすごく皆さんから問合せがあったり、ささいなことでも知りたいというところがあります。

また、最近になると学生のパーセンテージが変わったり、高等学校のそれぞれの在り方というのが県教育委員会のほうですごく動いている時期です。そこで、入試の制度が少し

変わっていくというところで、特色選抜で文化系の子供たちの枠を増やしてくれるというお話です。

本会議では令和5年度の入学生と言っていたので、今の中学2年生の子供たちから対象者になるというようなお話だったのですが、それはそのタイムスケジュール的な部分で変わりはないのですか。

重田教育創生課長

本会議のほうでも答弁させていただきましたけれども、この検討委員会は明日、第1回目の会議を開催いたしまして、その後7月下旬から9月上旬にかけて会議を開催いたしまして、検討委員会で頂いた意見あるいは改善策に事務局としても検討を加えまして、この秋の10月下旬頃に、現中学2年生が対象となる令和5年度の公立高等学校入学者選抜の基本方針として公表したいと考えております。

岡田委員

今年の子供たちは対象にならないのよね。ということで、その対象になる子供たちにはしっかりと特色選抜のほうでも応募して、入試の制度として活用していただけるように学校及び保護者の皆さん、また県民の皆さんに知っていただく。

入試制度というのは本当に県民の皆さんの関心が高いので、早め早めに分かったことは、きちんと決まったことは開示していただきまして、子供たちが入試に備えていけるような準備体制がとられるようによろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、ひきこもりの話でちょっとお伺いしたいのですが、今言われているのが8050問題といって、高齢者の保護者の方が私世代の子供たちと一緒に社会的な問題になっている部分があるのです。

ただ、その引き籠もるというきっかけの前には、学校に行けなくなるという不登校からひきこもりになるケースがあるのではないかというふうに言われているところがありまして、不登校の対策というのを学校現場としてはどのようにされているか。まずは不登校にならない子供、また学校に行くということは社会に参加するというふうに捉えると、その部分がなかなか社会に参加できないということにつながっていかないように、どういうふうな取組をしているのかをお伺いしたいのです。

まず、不登校の児童数の現状はどういうふうになっていますか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま岡田委員から、不登校の現状についての御質問だったかと思います。

最新の問題行動等調査は令和元年度となりますが、県内国公私立学校における不登校児童生徒数は小学校で274人、中学校で667人、高校で112人、合計で1,053人であり、前年度に比べまして63人増加しております。

小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数ですが、8年連続で全国平均を下回ってはいるものの、依然として約1,000人の児童生徒が不登校の状態となっております。

先ほど委員もおっしゃっておられましたけれども、学校は学力を身に付ける場であると

ともに、集団生活を通して社会性を身に付ける場所でもありますので、子供たちが健やかな成長を遂げるためにも不登校対策は喫緊の重要課題と認識しているところでございます。

岡田委員

今のお話ですと、ずっと増加傾向にあるということだったのですが、不登校の子供たちに対して未然に防止する対策など、具体的に学校ではどのように対応されているのか、事例があれば事例を挙げて教えていただけますか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま、学校での具体的な対策についての御質問であったかと思います。

不登校の予防のためには、まず学校が楽しくやりがいのあるところでなくてはならないと考えております。分かりやすい授業の実践でありますとか、安全・安心が保障された環境づくりを行う魅力ある行事を実施するなどの取組が大切だと考えています。特に、安全・安心が確保された環境づくりのためには、見守り体制というのが重要であると考えております。

校内において、子供の身近に空白なく教職員等がいられるような体制を作るなど、各学校において工夫した取組がされております。また、県教育委員会で作成をいたしました段階別不登校対応ハンドブックでありますとか、不登校の未然防止や初期対応のためにということでリーフレットを作成し活用するなど、各学校の研修及び実践につなげているところです。

さらに、悩みを抱えた児童一人一人にはそれぞれの実態に応じた支援というのが必要になりますので、そのあたりはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した教育相談体制の充実に努めているところでございます。

岡田委員

専門家のスクールソーシャルワーカーとかカウンセラーの方たちと連携をとりながらサポートしていただいているということなのですが、子供たちを取り巻く環境も非常に変化してきていますし、またその子供たち一人一人を取り巻く環境もすごく違うところがありますので、専門的な知識がある方と、学校現場での地域が分かっている先生方と協力しながら、子供たちが少しでも社会に参加できるという意味で、学校に来られるような取組に是非つなげていただけたらいいと思います。

ただ、一生懸命取り組んでくださっているのですが、先ほどの最初の答弁で言われていたように子供たちの不登校の数が増加傾向にあるところで、その問題意識をどういうふうに捉えられていますか。

高畑いじめ問題等対策室長

岡田委員から、増加傾向にあるその問題をどのように捉えられていますかという御質問であったかと思います。

児童生徒が抱えている問題とか置かれている環境というのが複雑化、多様化しているというところがありまして、学校だけでは解決が困難な事案というのが増加しているように

感じております。

それで、先ほど委員もお話しされておりましたけれども、そういったところをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家と連携しながら、その子に応じた対応ができるように取り組む必要があると捉えております。

岡田委員

そういうふうに取り組んでくれているのだけれど増えているよねというところで、それを傾向としてどういうふうに思われますかというような意味での質問だったのです。当然、ソーシャルワーカーさんとかスクールカウンセラーさんとかと連携していただいて、多様化する問題に取り組んでもらっているというところうんぬんは前提なのですが、そこで一生懸命に皆さんが取り組んでくれているのに、子供の不登校の数は増加傾向にあるという答弁がありました。それと、割と低い年齢の子たちが多かったように思うのです。高校より小中学校のほうが不登校の人数として多かったと思うのですけれど、小学校のつまりが中学校の不登校につながっているという。だから、先ほどの令和元年度の数字で1,053人のうち274人が小学校で、670人ぐらいが中学校でというようなお話だったので、やはり小学校のときよりも中学校になって行けなくなるという子が増えているのでしょうか。中学校でいくと3年間での話で、小学校は6年間での数字なので、中学校での不登校というのが継続されているのでしょうか。そのあたりの分析はどういうふうに捉えられていますか。

それで、トータルとして高校が112名というお話だったと思うので、高校になると中学校の数を上乗せしてその累計で700人かなと思っていたがそうではなくて、また改めてというところなので、学校が変わるごとに子供たちも学校に通えるようになるというところからすると、逆に言うと中学校ももう少し通えるようになれる環境にならないのですか。今の数字だけからの質問なのですけれど。

高畑いじめ問題等対策室長

岡田委員から、中学校段階での不登校の児童生徒の数が多くについてどう見ているかという御質問であったかと思えます。

不登校については二つの視点で把握ができると考えておまして、一つは年々増えているというところですが、不登校であっても改善できる子も当然おります。一方、改善する子よりも新たに不登校の状態になる子供さんが増えているので、それが数として増えてきていると考えています。

先ほども御紹介いたしました不登校対策リーフレットの中にもまとめてはありますけれども、継続と新規の二つの視点で各学校において支援を考えてくださいということをお願いをしているところです。

まず、新規になる子供さんというのは初期対応が大切になってきますので、その初期対応に取り組んでいく。それから、継続している子供さんについては自立を目標に段階的な支援の必要があり、このあたりの対策といたしましては、これも先ほど御紹介いたしました、段階別不登校対応ハンドブックの中で、それぞれの段階に応じた子供への支援、家庭への支援というところを各学校にも示しているところであります。

それから、中学校の問題になるのですが、中1ギャップということが以前から言われているところがありまして、そのあたりについては小中学校の連携というのが必要になってくるところであります。そのあたりについては、例えばオープンスクールでありますとか、そういった小中学校が交流できるような取組についても、県教育委員会から出しております資料の中にこういった事例がございますということで紹介もして、各校において対応してくれているところでもあります。

岡田委員

それぞれの問題を分析していただきながら対応してくださるということがよく分かりましたので、それぞれの抱えている問題というのを解決できるように、時間が掛かる部分があったり何かのきっかけで全然大丈夫になる子たちもいると思いますので、それぞれの子供に応じた対応策を是非進めていただければと思います。

それともう一つ言われているのが、その不登校という状態が続くと保護者と子供の間のストレスがあったりして、児童虐待という部分が隠れているのではないかということです。そのようなところもあると思うのですけれど、そのあたりの研修とか、それぞれの学校とかに通達などをされているのか。そのような例があったら教えてください。

森下人権教育課長

ただいま岡田委員より、不登校の状態が長期化すると、保護者や子供の互いのストレスから児童虐待が懸念されるということで、研修についての質問を頂きました。

児童虐待については子供の命に関わる重大な人権問題であり、虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、教職員や保護者等への研修は大変重要であると認識しております。年度初めの管理職研修会や各学校に配置している人権教育担当者の研修会において、文部科学省から出されている学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きに沿った的確な対応について確認するとともに、児童相談所や警察、市町村などの関係機関と積極的に連携し、子供の安全を最優先とした早期発見、早期対応をお願いしております。

また、令和2年度末には児童虐待の現状や体罰によらない子育てについてまとめた社会教育資料を作成しておりまして、各市町村や県内全ての幼小中高特別支援学校へ配布し、校内研修やPTA研修、市町村における研修での活用の促進を図っております。先日6月末に今年度の市町村における人権教育担当者研修会を開催したところですが、本県が作成した虐待防止のリーフレットを活用し、虐待を早期発見するためのポイントや体罰によらない子育てを行うための工夫などの具体的な対応についての研修を深めたところです。

今後も様々な機会を捉え、児童虐待の未然防止と早期発見の対応につながる研修を実施してまいりたいと考えております。

岡田委員

子供の姿が学校で確認できないということは、その子供の姿がどうなっている状況か分からないということです。研修等々をされるとともに、長期化する場合とかには家庭訪問であったり電話連絡であったりという密なる連絡を取ってもらって、まずは子供が健康に家庭でいるかどうかということと、例えば病気で休まれている場合もあるかもしれな

いし、いろんなケースが考えられるので、子供の安全の確認と子供の状態の確認を是非してもらいように、ここのやり取りの中に是非入れていただきたい。

それと、先生方やいろいろな方たちが家庭と学校をつなぐという役割として、先生だけでなくスクールソーシャルワーカーさんであったり今のお話にあったスクールカウンセラーさんだったりとの相談体制が構築されているようですので、いろんな目で子供たちの確認ができる仕組みづくりであったり、それは市町村さんとの関わりにもなってくるかもしれませんが、多くの目で子供たちの安全確認ができるような体制づくりをしていただきまして、不登校の中の子供たちが子供たちの意思で学校に行けない、子供たちの意思というかその子供たちの置かれている環境で学校に行けなくなっているのか、それともそれ以外の要因があって大人の都合で行かさないようになっていることが隠れているということも併せて、その不登校の子供たちに対しての配慮を是非していただきたいと思いますので、お願いします。

そして、当然その心の問題というものすごくデリケートな部分がありますので、無理矢理ではなくて学校に行けるような環境づくりというのを是非整えていただきたいなと思います。スクールソーシャルワーカーさんとかスクールカウンセラーさん、そして学校の先生、地域の皆さん等と合わさりながら、やっぱりいろんな方の目を持ちながらその問題解決を是非進めていただきたいと思います。

その意味で、スクールソーシャルワーカーさんとかスクールカウンセラーさんとかが県内全校に一人ずついるという状況じゃないと思いますので、そのあたりの地域連携とか学校の連携を。多分、各学校に一人ずつスクールカウンセラーさんが付いているのではなくて週に何回か回って行くとか、エリアで何日間か確保しているというような状態だと思うので、皆さんがうまく利用したいときに相談できるという体制づくりを、急いでいる場合には違う地域からでも急きょ相談に来ますよというような緊急時における対策づくりを是非進めていただきたいと思うのです。今後、そういう意味を兼ねてどのような取組をされていく予定なのか、教えてください。

高畑いじめ問題等対策室長

岡田委員から、定期的な派遣以外の緊急的な対応というお話であったかと思います。

現在、例えばスクールカウンセラーでしたら拠点校方式というのを取っておりまして、中学校を拠点校としてその中学校の校区にある小学校を対象校として対応するというような形を取っております。令和3年度については拠点校として91校、対象校が194校というような形で定期的な配置となっております。それから、基本的には年間35週、週1回というような割合で行っております。

緊急時については、スクールカウンセラー委員会とも連携しまして緊急派遣という対応もしておりますので、例えば事件、事故といった急を要する場合は私どものほうに御連絡を頂くと、そこから緊急派遣という形で対応しておりますので、そういったときには御活用いただけたらと思っております。

岡田委員

是非いろんな細やかな対応をしていただきまして、それぞれの子供たち一人ずつ、また

家庭一つずつ条件が違ってくるし状況が違ってくるし、置かれている環境が違ってくるといところを皆さんが思いながら対応して、できるだけ子供たちが学校に行けるように促していただくとともに、そのことがゆくゆくはひきこもりというか、大人になったときに社会との関わりがなかなか持てないということにつながらないように、社会活動の経験をする場所としての学校の在り方という部分での取組を進めていただいて、問題解決ができるように是非お願いしてこの質問を終わります。

もう一つ、今回の請願で出されている案件なのですけれども、先生がPCR検査をされたといところでは何点かお伺いしたいことがあるのです。

請願内容として、原則としてという記載があるということなのですが、今回の県立学校で起こった事案も緊急事態という解釈でされたとは思いますが、その部分で県教育委員会としては、危機管理の在り方として緊急事態の先生の対応の仕方というのはそもそも決まっていたことはあるのですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま岡田委員から、県教育委員会としての危機管理の体制というか教職員の体制について質問を頂きました。

特に、防災関係にもなってくるとは思うのですが、学校防災計画の中で体制づくりをきちんと明記いたしまして、それぞれの先生方の役割分担を明確にしているところがあります。

岡田委員

ただ、今回は新型コロナウイルス感染症ということで、濃厚接触者になられた方は自宅待機になるなどによって、本来振り分けされている役割が振り分けどおりに活動していただけない。それは今回は新型コロナウイルス感染症の話なのですけれども、地震が起こったとしても、台風で水害が出たときにしても、その役割を担っている方がそれぞれの役割を100パーセント果たせるか。

先生なので当然果たしたいと思われると思うのですが、果たせないというときの対応策というか、例えば校長先生がけがをしてどうにもならないと、教頭先生も家が遠くて学校に行けないという場合には、そういう場合はこうする、この場合はこうするというアレンジ策というか、緊急対応の現場現場で対応するというようなシミュレーションだったり、そういう訓練というのはされているのですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

先生方が全てそろわないときの対応について質問を頂きました。

確かに今回、濃厚接触者とか陽性の先生が出まして、全ての先生方がいない状態でPCR検査の協力について先生方が対応したところで、なかなかスムーズにできなかったところもあります。

そして、例えば地震で先生方が学校に来れないということは本当にイメージしておかなければいけないことで、よく起こることではないかと考えております。

そこで、県といたしましては、その防災計画の中できちんと役割分担を位置付けて、そ

の役割分担の中で自分の仕事だけこういうことをしたらいいということではなしに、避難訓練などを行ったときに職員で反省というか振り返りをしていただいて、他の仕事についても理解していただいて、誰がいなくても誰かの先生が主体的に行動して補うことができるというふうなお願いもしているところでもあります。

岡田委員

防災でよく言われているのは、想定は想定と思うなということであったり、それぞれ決まっているとおりにはならないですよと、訓練どおりにはならないけれど訓練をしてなかったらもっとできませんよと。その上で、訓練ということを位置付けられて、それで日頃の在り方であったりというのを現場現場で対応している。

それは学校現場が置かれている状況によって本当にすごく違ってくると思うし、海岸縁の学校だったらその子供たちをどう安全に避難させるかというところがあります。ただ、本当に子供がいるときだったり、校長先生が出張しているとか、緊急事態に全員がそろっていることは絶対ありえないと私は思っています。

その中で、どうやって先生方が子供の安全を守るのか、地域の安全を守るのかという部分では、仕事としてできる範囲とそこまでは先生がするけれどそこからは地域との連携という部分が当然あるので、日頃から連携をとった訓練をしてくださいというか、当然されていることと思うのですが、こうあったらこうするというところは想像の域なので、そこをどこまで想像して対策するのかというのは限界があると思うのです。

ただ、今回の新型コロナウイルス感染症で言わせていただくと、その感染症がどれだけの猛威があるのか本当に分からない、未知なるものと言われているところがずっとあって、分かっているのはマスクをして手袋をして消毒をしてという対策で防げますと。

一応、その基本を押さええていけば防げますよというところは分かるのですが、それ以外の部分というのは、経験数値から平均を出してこういうふうなのが防げるのではないとか、こういうものが安全ではないかというような、確定されたものというよりはそういう対応をされています。台風の予定は分かるけれど、地震のときの災害対応と多分よく似ている。よく似ているというのは語弊があるかもしれませんが、それぞれ違うので想定しているとおりにはないし、想定している先生が絶対いるということでもないです。だから、想定されている状況ではない部分での訓練の在り方や、今おっしゃられた自主的に対応するということをもっとそれぞれの先生方に自覚してもらって、自主的に自分がこういうときにこうするという自分の訓練というか自分の動き方というのを、もう一度具体的に日頃から考えてもらえるような時間を現場現場で作っていただきたいと思うのです。

忙しい先生方なので、それをみんなが一斉にしようというのは難しいと思います。例えば、先生方が空いている時間にちょっとでもいいので校内を回ってもらって、ここが危ないのでここを通ったら駄目だとか、それを先生の確認を含めて動いてもらって、是非そういうふうな災害対応訓練をしていただきたいと思うのですけれど、いかがですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

人が足りないなどいろんな場面が想定されるので、それに対応した研修などをしてはど

うかという御意見を頂きました。

先日、防災担当の研修会がありまして、その時にもお願いしたところがあるのですが、想定を超えるシミュレーションも大切なのですが、まずは学校の体制とか防災計画に基づいた役割を明確にするということをお願いさせていただきました。明確にした上で、もし想定を超える災害が来たときに、明確にしたことによりましてこれは想定を超えた災害であるという判断ができて、その対応ができるのでないかということで、まずはその想定内の役割分担を明確にするということ。

それと、年間数度の避難訓練を行っております。その都度、場面を変えて避難訓練を行っているところでありますので、その避難訓練に基づいて先生方の動きを確認して振り返って、次年度の防災計画に生かしていただいているところであります。

岡田委員

ただ、先生方の大体は、県庁もそうですけれど、持ち出しの担当者の名前が書いていたりするのですけれど、それこそ持ち出す人がいなかったら誰が持って出るのかというところもあるので、そのあたりのそもそも想定されていることが災害のときにできるのかというところを検討していただきたい。

それともう一つ、備品が十分になかったというマスクの件とかが問題になられているのですけれど、学校の備蓄というのはあらゆる災害に対して絶対必要なものというのがあると思うのです。

だから、去年と違って今年の場合は、十分に感染予防対策がとれる、また災害時の対応がとれるという備蓄できる備品が売られていたと思うのですけれど、備品の充実であったり確実な確保というところに関してはどのように考えられていますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

避難時における各学校の備蓄について質問を頂きました。

各学校におきましては、新型コロナウイルス感染症が発生して以降、国からの補助もありましてマスクとか消毒液、フェイスシールドなどを備蓄しているところであります。コロナ禍以前におきましても、子供が避難したときの食料とか飲料水の確保、ライフラインが途絶えたときの対応など、様々な形で備蓄しているところであります。

今回、新型コロナウイルス感染症対策における備蓄におきましても、ほとんどの学校におきましてマスク、レインコートなどの備蓄をしていると聞いております。

ただ、一部でそういう防護服などが装備できていない学校もありましたので、その学校にはこちらのほうから要請して備蓄していただくようお願いしたいと思っております。

岡田委員

まず、安全に対応できるような環境を整えてもらうという意味でも、備蓄というか新型コロナウイルス感染症予防対策や、災害対応対策としてけがをしたときの止血をどうするのかという部分、これは多分保健室にあるのかもしれませんがそういう緊急事態の救急的な部分も併せて是非備えていただきまして、何が起こっても学校では対応できるよというような環境を、また校長先生などの管理職の方たちがどのような状況であっても現場の先

生が対応できて能力が発揮できる環境を是非作っていただきたい。

それから、災害時にはこういうふうなことになる可能性もあるからと、きちんと先生方の心の中に万が一のときという部分を落とし込んでいただければ、多分先生も不安なく対応ができて、いろんなところで不安の払拭ができたと思いますので、まずはそのうったてのところの説明や先生の役割の部分の説明を。

それともう一つは、災害は何が起こるか分からない、南海トラフ巨大地震にしても30年の間に起こると言われてるところで、それを乗り越えていってもらえるようなたくましい子供を育ててもらわないといけないという中にあって、今回その先生が大変な思いをされたというところはあるのですけれども、この先生の訴えをきっかけに是非改善していただきまして、学校現場として安全に先生が対応できる、そして安心して子供たちがいられる環境づくりになるよう、是非取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

今回の富岡東中学校・高等学校の事例から学んだことを生かしていけばどうかという御意見を頂きました。

今回の事例におきまして、見直さなくてはいけないところは見直さなければいけないと考えております。学校において新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品を備蓄しておくことも大切であり、その上で備蓄品について教職員と情報共有しておくこと、そして必要な時に使えるようにしておくことが大切であると考えております。

また、不安を感じた場合は学校全体で共有できる組織的な対策を考えたり、情報を職員全体で速やかに共有するような体制づくりも日頃から見直していかなければいけないと考えております。

こうした教訓は、例えば今言われたような自然災害や事故等における緊急時の対応にも応用できると思っておりますので、校長会や各研修会の機会を捉えまして学校と情報共有して今後の安全確保にしっかりと役立ていきたいと考えております。

岡田委員

是非、今後は先生方が不安なく現場現場で対応できるような体制づくりにしていただきまして、学校が安全で安心であるという取組をなお一層力を入れていただきたいと要望して終わります。

庄野委員

まず、小松島の徳島県立みなと高等学園についてお聞きしたいと思います。

ちょうどできた時に、私は文教厚生委員会におりまして、この学校には非常に期待を持っておりまして、その後ずっと注視しておるのですけれども、新型コロナウイルスが発生して就職の状況が厳しいと思うのです。地元の商店街さんとかが本当に協力していただいて、そこで生徒さんが実地研修であるとか、そうしたことを通じて卒業後に就職していくというふうなことで、共生社会といいますか非常に重要な部分を占めているのです。

コロナ禍でかなり影響を受けていると思うのですけれども、過去5年間ぐらいの就職状況をまずお聞きしたいと思います。

田中特別支援教育課長

ただいま庄野委員より、新型コロナウイルス感染症に伴いみなと高等学園の就職状況に影響が出ているのではないかという質問を頂きました。

みなと高等学園でございますが、商業、情報及び生産、流通の専門学科を設置しそれぞれの専門的な学習に加え、職業的自立に向けた事業所見学や就業体験、とくしま特別支援学校技能検定等の取組を推進しております。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、令和2年度前期の就業体験は3年生のみが実習を行い、2年生は9月に就業体験を延期、更に医療施設や高齢者施設での就業体験の受入れが困難な事業所もあり、前期の就業体験実施事業数は26事業所となり、例年より半減し深刻な影響を受けたところでございます。しかし、後期の就業体験については新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を徹底して行った上で実施し、例年並みの75事業所で就業体験を実施することができております。

就職率については、平成30年度は80.6パーセント、令和元年度は86.2パーセント。そして、コロナ禍の影響を受けた令和2年度は87.0パーセントということで、現在は高い水準を保っているところでございます。

みなと高等学園につきましては、障がい特性を十分に配慮した就職、福祉的就労や進学による実務促進など、就労支援の取組の更なる拡充を図っているところでございます。

庄野委員

事業所の御協力も得ながら、コロナ禍の中でも実績を上げているということで安心いたしました。

恐らく自分が働いて社会の中で共に生活をしている実感が非常に重要だと思うのです。これからもみなと高等学園が地域の中で愛されるものになりますように、そしてまた、障がいを持たれた方も元気に就労していけるように、是非お願いしたいと思います。

次に、この間、千葉県で登校中か下校中にトラックが突っ込んで、5人がお亡くなりになったりけがをしたりしました。

後の情報で、その場所は以前にもトラックが登下校中のところに突っ込んだ事例があって、保護者からも道を直してほしいというようなことがありました。そこにはガードレールもないし路側帯もないということで、安全対策をお願いしたいというふうなことがあったようなんですけれども、それが実施されていないということでありまして、そういう事故は全国の至るところで起こる可能性があるのです。

それで、通学路の安全確保対策を今一度やってはどうかなというふうに思っています。前に、ブロック塀が倒れてきて女児が亡くなったケースがございまして、その後にブロック塀などの危険物の調査がなされて対策がとられたところもあるやに聞いております。今回の事例を受けて、例えば小学校、中学校、高等学校、特別支援学校もそうですけれども、通学路の安全対策についてどのような形で今までやられていたのか。また、今後どのような、新たな対策があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

通学路の安全点検をどう行っているのかという質問を頂きました。

現在、全ての市町村におきまして、通学路の安全確保に関する取組であります通学路交通安全プログラムを策定して実施しているところであります。これは学校関係者や道路管理者、警察、そして教育委員会、学校、PTAなどの関係者が連携しまして、通学路の点検や安全対策の検討を合同で実施するものであります。

この中身としましては、定期的な通学路の合同点検、その後、対策の必要箇所と具体的な対策についての検討。そして、対策の実施及び効果の把握、対策内容の改善をして、点検結果や対策内容について関係者と情報共有しているところであります。

この市町村の通学路交通安全プログラムに基づきまして、毎年通学路の点検、対策、検証、改善を行っているところであります。

庄野委員

定期的な合同点検でありますとか、関係者で情報の共有をする通学路交通安全プログラムということで、市町村のレベルでしっかりやられておるようなんですけれども、千葉県の事例を見てみますと、以前に危ないということで要望があったところがまだなされていなかったということです。

だから、例えば小学校でしたら、旗当番でいろんな方々が交差点で立っているのですけれども、そうした方々からこの道は危ないよとか、ここのところにはガードレールを付けたらいいんじゃないかとか、路側帯をもう少し確保したらいいんじゃないかというような情報が挙がると思うのですけれども、挙げた情報についてはきちんと、例えば道路管理者でありますとか、警察でありますとか、学校関係者でありますとか、そういう方々と協議して安全対策を図るような努力をされておりますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

課題が挙げたことについて、各関係機関と共有して対策をとっているかという質問を頂きました。

今お伝えしました通学路交通安全プログラムの中には、警察とか学校関係者、プラス市町の対応する方も入って、年1回以上は開催いたしまして情報の共有を行っているところであります。情報の共有を行った中で、できるだけの対策をとっているというふうに聞いております。

庄野委員

いろんなところが出てきて、実際に直すにしても警察の関係とか道路管理者の意向とか予算とかが掛かりますので、出てきたところが全部できるというふうには思っておりませんけれども、千葉県の事例を見てみても10年ぐらい前から危ないということで、事故も起こったところがいまだにできていなかったんだなということで、その実効性みたいな、危険度の優先順位みたいなことが果たしてできておったのかどうかというのが心配になりましたので、本県の状況に照らしてお聞きしたわけでございます。

今後、そうした声が挙がっていろんなところで協議されると思いますけれども、是非教育委員会としても現場をきちんと見て関係者とお話する中で進めていっていただきたいと思

います。一番危険性を感知しているのは通学している子供であったり保護者の方であったり、そういう関係者の方々の声だろうと思いますので、アンテナを高くして子供の安全対策に傾注していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、この間も新聞の報道とかに小中高校、特別支援学校の浸水対策が十分に図られているのかということがあったのですが、学校の安全対策ということで耐震化は多分ほとんどできているのだろうと思いますけれども、耐震化の状況でありますとか、大雨が降ったときの浸水とか、津波とかが予想されますけれども、そうした浸水対策等々の防災対策をどのくらい実施といいますか、やられているのか。少し安全面が心配でありますので、お聞きしたいと思います。

矢田施設整備課長

学校の施設の耐震化についての御質問でございます。

県立学校の耐震化につきましては、校舎、体育館等につきましては100パーセント完了しております。

それから、議会の委員会の御論議も踏まえまして、200平方メートル以下の小規模な建物につきましても、昨年度整備方針を策定いたしまして、今年度から耐震化に着手することといたしております。

次に、浸水対策についての御質問でございますが、去る6月8日に文部科学省のほうから資料の発表がございまして、浸水区域内に立地する学校に関する調査でございますが、想定される最大規模の洪水等によりまして、浸水区域に立地しており、かつ各市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置付けられた学校とその対策状況について集計されたものが発表されました。この中で、県内の436校中216校がこの区域に入るということでございまして、県内の地形的な状況からそういうリスクをはらんだ土地に学校が立地している状況がございまして、県全体の対策状況でございますが、ハード面では学校施設内の浸水対策が32校で14.8パーセント、全国平均も出ておりまして14.7パーセントで大体同じぐらいとなっております。

また、早期に学校を再開する意味で、受変電設備の浸水対策というのでも公表されておりました、これは47校で21.8パーセント、全国では15.0パーセントですので、徳島県のほうが進んでいるという結果になっております。

今後の対策でございますが、県庁舎のように浸水高さが窓よりも低い場合は止水板による対策が可能でございますが、徳島県の場合は浸水高さが3メートルという深さになってまいります。そうなりますと、玄関のみではなく窓を塞ぐ必要があり、現実的には困難な状況となっております。

先ほどの受変電設備につきましては、屋上への移設や新たな設備、架台の設置などが考えられますが、県立学校においては改築工事や耐震改修工事の際に屋上に受変電設備を設置しております。これは8校ございまして、対策率は28.6パーセントとなっております。

今後におきましても、長寿命化の改修など大規模改修工事や改築計画において、個々の施設の状況に応じまして対応を検討するとともに、市町村に対しましても県立学校における対策について情報提供してまいりたいと考えております。

庄野委員

県立学校の耐震化については100パーセントということです。あと、200平方メートル未満の小規模なところについても順次やっていくということで、耐震化については本当に進んできたなというふうに思っています。

いろんな災害があるのですけれども、このところ一旦雨が降れば非常にびっくりするような量の雨が降ったりする場所があって、線状降水帯とかがあります。今日も伊豆のほうでかなり大規模な雨が降っているみたいなんですけれども、浸水対策についてもすぐに全部が全部というわけにはいきませんが、止水板とか受変電設備の屋上への移設等々も順次やられておるようです。

いろんな予算的なものとかスケジュールとかがあると思いますし、危ないところから順次計画を練っているとは思いますが。学校の安全対策についても早期にできるように、是非お願いしておきたいと思います。

それから、暑くなってきて学校で部活動をするようなときのマスクの取扱いについてです。

マスクは基本的にはしなくてもいいというふうな通達が出ているというようにお聞きしているのですけれども、学校での体育のときとか総合体育大会のときとかにマスクの着用はどのような指示をされておりますか。

吉岡体育学校安全課長

庄野委員のほうから、夏場の部活動等でのマスクの着用方針について御質問を頂きました。

マスク着用につきましては、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおきまして、体育の授業におけるマスク着用については必要がないこと、それから運動部活動については体育授業における取扱いに準じるというようなことが示されております。

本県におきましても、同様の扱いについて通知しておるところでございます。

庄野委員

マスクはしなくてもいいということですね。

ただ、クラブ活動で運動した後のミーティングとかで、近い距離で話をするような場合もありますよね。そういうときも生徒の自主性に任せるということなのですか。

吉岡体育学校安全課長

庄野委員のほうから、部活動のミーティング中や休憩のとき等でのマスクの着用について御質問を頂きました。

特に、運動部活動で身体活動を伴う場合には、呼吸等が苦しくなるというような観点からマスクの着用については必要ないということになっておりますけれども、部活動の間のミーティングであったり、お互いに意見交換する場、休憩の場につきましてはどうしても会話を伴いますので、そのあたりにつきましてはマスクを着けるというようなことでメリハリを付けて部活動を行うようお願いしておるところでございます。

庄野委員

夏場はマスクで熱中症になったりするような事例とか、ランニングとかをされていて重篤になった方もおられるように聞いております。

それはそれでいいと思うのですけれどもいろんなパターンがあると思いますので、運動する場合は基本的にはノーマスクでいくというふうなことです。密になったりするような場合については自主的なマスクの着用についてという周知をしているということなのでですね。分かりました。

それと最後に、小学生は大きいランドセルをしていますよね。

それで、コロナ禍の中ではマスクをして通学している小学生の子供さんがいると思うのですけれども、そのときに非常に重たい勉強道具を一杯入れているので、保護者の方に聞いたら置き勉と言うようですが、教科書を自分の机に置いて帰ってきてもいいのかどうかというようなことです。

全部持って帰って、また全部持ってくるというふうな重たい作業でなしに、必要な物は家に持って帰って勉強すると。この置き勉というのは何か共通した指導みたいなものがあるのかどうか。そういうふうなことをしてもいいよと言われている学校もあるみたいなのですけれども、置き勉についてのルールみたいなものが何かあるのですか。これは小学校のことです。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

児童生徒の携行品とか持ち帰りに関する配慮についての対応ということですが、文部科学省のほうから平成30年9月6日付けで、児童生徒の携行品に係る配慮についてという事務連絡がございました。その中で、負担を軽減するための工夫例が併せて示されております。

すぐに市町村教育委員会を通じまして、各小学校、中学校のほうに適切な対応について周知したところですが、あわせて、高等学校、特別支援学校においても通知しております。

これまでも各学校では負担軽減の対策を行ってきているところではありますが、特に負担軽減の必要性が高いと考えられる小学校、中学校に対しては、文部科学省のほうから示された携行品に係る工夫例を参考に、今後どのような対策を行うのかということ平成30年9月21日までに提出していただいております。

県教育委員会では、収集した結果、有効だと思われる取組について小学校、中学校に提供いたしまして、児童生徒への更なる負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

ということは教科書を学校に置いて帰ってもいいということなのですね。そういう理解でよろしいのですね。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

日常的に使う教材とか学習用品については、宿題とかがなければ学校のほうに置いていいということになります。

また、終業式などで持って帰るのが一遍になるときもありますので、分散して持って帰るというふうな工夫をしているところでございます。

達田委員

本会議でも取り上げてきた新型コロナウイルス感染症対策ですけれども、検査の徹底を本会議では申し上げたのですが、今回教育委員会では学校のクラブ活動とかに関する検査についてお尋ねしたいと思います。

これから7月、8月、9月は暑いときですけれども、全国大会あるいは県外、県内の交流とか、いろんな行事が待ち受けていると思うのです。そういういろんな大会の前に、県内の大会前には検査し、また終わった後も検査するということでありましたが、県外の大会に行く場合は帰ってきたときに検査しますというお話だったのです。

県内でいろんな大会をやって勝ち進んでいくというのは、クラブやスポーツの種類によって日数が違ってくると思うのですけれども、大体どれぐらいの日数が掛かっているのか、教えていただけたらと思います。

吉岡体育学校安全課長

ただいま達田委員のほうから、部活動の大会につきまして、県外大会に参加する場合に県内予選からどのぐらいの日数が掛かっているのかという御質問を頂きました。

県外大会における県内予選から全国大会までの日数というのは、大会によってそれぞれでございまして、短い場合は県内大会の後10日前後で全国大会があるものもございまして、長い場合には2か月近く掛かる場合もございまして。

達田委員

そういう場合も一律に、県内の場合は初めに検査をして終わった後でも検査をすると。それは変わらないのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

県外大会でのPCR検査については終わった後なのかという御質問だったと思います。

これにつきましては以前もお答えしましたとおり、県外大会に参加時のPCR検査につきましては大会終了後という形にしております。

達田委員

県内の場合は初めと終わりにということなのですが、今お答えがあったように日数の差がすごくありますよね。

それで、新型コロナウイルスが今どんどん変異して行って、ものすごく強力なウイルスが出てきているというようなことも言われております。中には、すれ違っただけでも感染するというようなものが出てきているのだということで、デルタ株とかデルタプラス株と言われているのですが、残念ながらそういうのが徳島に絶対入ってこないとは限らないわけなのです。

ですから、子供たちの安全を一番に考えていただきたいと思います。最初に検

査、これはいいことなのですが、余りにも時間が長い場合は1週間あるいは10日に検査してから大会に出してあげるようなことをしなければ非常に心配されている保護者の方もいらっしゃると思います。

それで、オリンピック選手なんかは毎日のように検査するというふうに聞いていますけれども、検査体制というのをきちんとやって、そして安全な大会と感じてもらうというのが必要ではないかと思うのです。日数で随分開きがありますので、1週間なら1週間、10日なら10日ということを決めておくべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

県外大会についても日数を決めて大会前の検査を考えてはどうかというような御質問であつたと思います。

現在、徳島県内では感染拡大の状況は見られておりません。それで、全国大会出場によります全国各地から参加してくる代表チームとの大会交流による感染リスク、これが特に高いのではないかと考えております。

そのため、全国大会参加後に検査することによりまして、県外からの新型コロナウイルスの県内への持ち込みリスクを防ぐために大会参加後の検査実施をしております。

達田委員

今は感染者ゼロとか、あるいはあっても一人とか、非常に低い状況で推移しておりますので、何となく安心したような感じもあるのですけれども、ウイルスというのは非常に足が速いというような言われ方もしておりますように、人が動くと必ず動いてくるというふうに言われているのです。

ですから、徳島県は今は少ないから安心なのかなということではなくて、安心なときも検査体制というのをきちんとやっておくと。本会議でも御答弁があつたのですけれども、検査を1回したからといって見付かるものでもないということで、何回も検査が必要なのですよということがございます。子供の安全を守るという意味から、終わった後に検査がきちんとできるように、県外であつてもそれが徹底できるように是非お願いしたいと思うのですけれども、感染状況に違いが出てきても同じ状況なののでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

大会出場に関しましての感染リスクに関しましては、まずは主催者のほうからできる限りの感染症対策を施した上で大会実施ということになっております。

その上で、PCR検査をすることによりまして、安全・安心に選手たちが大会に参加できるようにと考えております。

現在のところ、県外大会でのPCR検査につきましては、大会参加後、戻ってきたときに実施すると考えておるところでございます。

達田委員

感染がひどくなってくると、大会そのものができなくなるということもありますので、

どの程度でどうするかという非常に微妙な難しい判断をしなければいけないと思いますけれども、きちんとした検査体制というのを確立していただきたいとお願いしておきます。

次に、これも本会議でお願いしたのですけれども、県立学校のトイレを洋式化、洋式化と言いましても温水洗浄機能付きのトイレを設置していただきたいということです。それから、手洗いの自動水栓です。これをお願いしたのですが、御答弁の中では、温水洗浄機能付きのトイレについては多目的トイレを整備する際に設置するという御答弁をいただいております。そして、学校の長寿命化計画に基づいてやっているということなのです。

実は、洋式トイレにつきましては、もう何年も前からあることはあるのです。それは、バリアフリーが言われた時に、足の不自由な方もいらっしゃるし、そういう方のために和式トイレではしゃがめないということになりますので、洋式トイレを付けてもらいたいということで幾つかのうち一つは洋式にしましょうということで付けていると思います。

ただ、現在は家庭のトイレも、またパブリックトイレも、それから大型スーパーなんかに行きましても非常にきれいな最新式のトイレが付くようになって、それが社会全体の平均になってきているようなのです。ですから、学校のトイレだけが遅れているのではなくて、きちんと整備していただきたいと思うのです。

実は、長寿命化計画というのを私も頂いていたのですが、平成30年3月に作られているもので、これ以降に改定していなかったのでしょうか。私が持っているものの中に、もう既に統合して新しい校舎になっているのも昔のままの名前が載っていたりしてしまっていて、もしかしたら数字が違っても分からないのですけれども、昭和40年代後半に集中して建築された建物もあって、保有施設が全体の約4割を占めているということなのです。

この中には、阿南光高校も入っていないのです。阿南工業高校と新野高校になっています。ですから、これは新しい表が恐らく出ているのではないかと思いますのですが、たまたま私が持っているのはこれしかなかったもので、長寿命化をやっていかなければいけない学校がどういう現状なのか。それに基づいてトイレを計画、改修していくことになりますと何年掛かるのか、その点をお尋ねいたします。

矢田施設整備課長

県立学校の長寿命化について、いつまで掛かるのかという御質問でございます。

先ほど委員からお話がありましたように、全国的にインフラ施設や建物の長寿命化対策が求められておる中、本県の県立学校におきましても、現在、施設の約4割が従来改築してきた建築後40年以上を経過しているところです。

今後、全ての施設を従来どおりの改築工事に対応するには莫大な経費が必要となることから、安全性を確保しコスト縮減を図りながら、改築と同等の効果を実現させる長寿命化改修計画を進めていく必要があります。そこで、長寿命化改修の周期を設定しまして、20年周期で修繕、改修を効率的に実施することにより機能回復を図り、更に40年目には用途変更や環境性能などの機能向上を図ることとしております。

トイレの洋式化につきましては、教育環境の改善と捉え、早急な取組が必要と認識し、20年周期の改修で取り組むこととしており、可能な限り早期に洋式化を完了したいと考え

ているところです。ただ、長寿命化改修には多額の費用を要しますことから、関係部局と協議しながら予算の確保に努めて計画的に進めてまいりたいと考えております。

達田委員

長寿命化計画の計画期間が2018年度から2057年度までの40年間とするということが書かれているのですが、非常に壮大な計画だと思うのです。

トイレの改修も壮大な計画になったら、余りにも長く掛かりすぎると思いますので、早くやっていただきたい。

いろんな県の改修の状況というのも調べてみまして、私が一番いいなと思ったのが山梨県の場合です。山梨県の場合は、避難所に設置されているところは100パーセント。これは徳島県と一緒にもうやっているのですが、校舎のトイレについては避難所指定の有無にかかわらず家庭環境に近い90パーセントを洋式化するということになっているのです。ですから、少しは和式も残して洋式化するというのを計画されて、そして、平成29年度から平成30年度までの2か年で、3台中1台は洋式化する計画ということなのです。

今年度、もうほとんどの学校で出来上がるということなのですが、こういうふうに期限を切ってトイレ改修等に取り組んでいただきたいと思うのです。校舎を直すのを待っていたらなかなかということもあると思うので、トイレ改修計画というのをちゃんと作っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

矢田施設整備課長

トイレについての計画を策定してはどうかという御質問でございます。

トイレ改修では、配管や天井、壁など本体工事以外の工事を多く含むことから、トイレに特化した部分的な改修だけを優先してしまいますと、建物全体を長寿命化する上ではこの先のコストが膨らんでしまう可能性がございます。このため、機能回復や機能改善について、計画的に財政負担の平準化、効率化を図りつつ時代に合った改修を行う必要があると考えております。

委員から御紹介がありました山梨県についても承知しておりますが、現時点の進捗率で申しますと、徳島県と同等か、やや徳島県が進んでいる状況ではないかと考えております。

洋式化につきましては、県としても積極的に取り組むこととしておりますので、その学校が改修に当たりましたときにはトイレを優先してやるということも考えておりますので、そういった方向で進めてまいりたいと考えております。

達田委員

私の自宅の隣が阿南光高校という新しい立派な校舎の学校なのです。そこはもう100パーセント洋式化の整備がされている。

ただ、温水洗浄機能付きとなりますと、職員トイレと来客用トイレと多目的トイレだけですとお聞きしているのです。なかなかそういう整備が行き届かない。お金の問題がありますので大変だと思うのですが、いわゆる世間並みといいますか、温水洗浄機能付きというのが世間並みになってきているのです。そういう状況を作っていただいて、衛生

面の向上を第一にお考えいただきたいということを要望させていただきます。

もう1点、先ほど庄野委員のほうから詳しくお聞きいただきました通学路の点検です。

点検した結果、毎年ここにカーブミラーを付けてくださいとか、横断歩道を付けてもらいたいとか、信号機を付けてもらいたいとか、いろいろな要望が出るのですが、お金が掛かることについてはなかなか実現できないということがあるのです。

ですから、通学路の点検とともに、財政的な保障があるような状況にしていけないと、一生懸命に点検をして気を付けていたらいいところはありますけれども、改修しないと改善できないところもかなりあるのです。財政的な保障があるようにというふうな方向に取り組めないものでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

財政的な要望をしてはどうかというお話を頂きました。

先ほど話をさせていただいた通学路交通安全プログラムは、市町村において実施されているところであります。市町村におかれましては、警察や学校と連携いたしまして、改善に対する要望もしているというふうに聞いております。

また、県立学校におきましても、交通安全の問題があれば学校と連携していきながら対応してまいりたいと考えております。

達田委員

市町村との連携とかを強めていただいて、警察との連携も必要だと思うのですが、信号機がないと危ないよとか、いろいろあって頼みに行ってもなかなか付けてもらえないということがありますので、是非、子供の命を守るという上で重要なことだと思いますので、予算をしっかりと付けていただくような方向で取り組んでいただきたいと申し上げて、終わります。

大塚委員長

午食のため、休憩いたします。（12時01分）

大塚委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

西沢委員

新型コロナウイルス感染症もすぐに第5波が来るとか来ないとか言っていて、まだまだ収まる心配がないという状態の中で、今何をしなくてはいいか、今どんな状態になっているのかいうことを中心に考えて質問したいと思います。それと、学校のほうがタブレット教育ということで、そういう中での問題点を捉えて質問したいと思います。

タブレット教育がこれからどんどん進められますけれども、問題点は子供の視力が段々と悪くなってきたというのを感じております。私自身も小学3年生か4年生ぐらいの時に寝ながら暗いところで漫画の本を読んで、目が悪くなって小学校4年ぐらいの時は視力が

0.6ぐらいだった。そのぐらいだったらまだ治るかなと、ちゃんとやれば元に戻るかなと思いますけれども、0.6を過ぎてもっと低くなるとなかなかもう目は治らない。ちょっと悪いなというところまでに早く治すとか、本当はそういうふうにならないようにするか、そんな思いが小さい時から私にはありました。

私自身にそんな経験がありますから、目というのは万病の元というところもあって大事にしなくてはならないと。特に、ゲーム機に目を近づける。そして、タブレット端末でまた目が近い。同じような状態の中で学校教育や家のほうでも長時間使うと、このままでは特に目が悪くなっていくだろう。これはもうそのとおりになるだろうと思います。だからこそ、今それを阻止する対策を練らなきゃいかん。特にそういう時期だろうというふうに思います。

それで、昨日朝起きた時に右目が真っ赤になりまして、痛くはなかったんですが、夕方になっても治らないから近くの眼科の先生のところに行きました。それ自体は問題なかったんですけど、そこでいろいろ資料をもらいました。子供の視力の低下の問題というものをもらいまして勉強させてもらいました。私を勉強させるために目が悪くなったのかなというそんな思いでした。

それを見ると、小学校の3人に1人は1.0未満、小学生の3人に1人です。正確に言えば40年ぐらい前の1979年から2019年のデータで文部科学省が調べたものですが、小学校で今34.6パーセント、中学校で57.5パーセント、高等学校で67.7パーセントというように、小学生でも3分の1以上が1979年から40年間で悪くなってきています。これは、これからタブレットで勉強をすれば急激に目が悪くなっていくというふうな状況にならないかと。今までだったら黒板や自分のノートを見てするものだから、まだ多少は遠くを見るというのがありましたけれど、これからタブレット端末が中心になると、学校の先生や黒板でなくてタブレット端末を見るのが中心になってくるから、目で見るところがほとんど固定されます。だから、非常に目が悪くなっていく気がします。まず、このことについてどう思っているか、お聞きします。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

視力の低下についての現状をどう考えているかという質問を頂きました。

教育委員会としましても、タブレット端末の使用とかインターネット依存、スマートフォン等の長時間の利用におきまして、睡眠不足や運動不足の生活習慣の乱れから、視力の低下や肥満傾向などの健康被害の影響を心配しているところであります。

現実に徳島県の子供におきまして、裸眼視力1.0未満の子供におきまして平成26年度と令和元年度を比較しますと、小学校では平成26年度に30.3パーセントのところ、令和元年度では33.5パーセント。中学校では平成26年度に51.5パーセントのところ、令和元年度では57.1パーセント。高等学校では平成26年に70.0パーセントのところ、令和元年度では71.0パーセントというふうに、小中高の全てにおいて増加しているところであり、県教育委員会といたしましても各学校に強く働き掛けていきたいと思っております。

西沢委員

1.0未満と言いますけれども、もう一つは0.6ぐらいを中心にして0.6ぐらいまでだった

ら、例えばそのときに目の運動をすとか遠くを見たり近くを見たりという目を治す努力をすると元に戻る、1.0ぐらいに上がっていくと。

でも、多分0.6以下の0.5とか0.4になってくると、そういう訓練をしてもなかなか治りにくいと。私の実感ですけれども、目が悪くなった時にいろいろと仕入れた内容によると、そういうことでした。多分それは今でも変わらないと思う。

だからこそ、1.0で考えるのではなくて、これ以上だったら治るだろうというところにある子供らはもっと強く治す努力、治させる努力というのが必要だろうと私は思います。

先ほどの話にございましたけれども、徳島県でも平均か平均より上になってきていますから、徳島も例外ではないというふうに思います。こういうデータもあります。近視の多くは小学3年生、4年生で発症します。しかし、最近は低年齢化も進んで早い場合は6歳未満に目が悪くなっていくと、そういう早期に目が悪くなっていくというデータもあるみたいです。

問題は、このコロナ禍の中、タブレット端末を使うという状況の中で何ができるのか、どういうふうになれば子供の目を守れるのか。この資料に書いてありますのが、本と目の距離を30センチメートル以上に離す、左右均等な距離で読む、背筋をしっかり伸ばす、明るいところで読む、1時間たてば5分から10分休憩すると、そういう基本的なことも書いてあります。

でも、それ以外にもいろいろありますよね。目を治すには目に関係するつぼを押すと目が休まるというようなこともあります。それから、昔から山の緑を見ると目にいいという目の健康というのは昔から言われております。当然、遠くを見て近くを見るというふうな目の体操です。

食べる物にも影響するそうです。栗きんとんは非常に目にいいとか、何かのデータに載っていますよね。

（「レンコンは」と言う者あり）

レンコンは書いてなかったかな。そういう目の健康に対していい食べ物もあるみたいです。

それから、最近はどこかの目薬メーカーが力を入れてやっている飲み薬もあります。でも、中身は昔からあるものですね。それに力を入れてやっているものもいろいろあります。

でも、そういうのを各学校でするというのではなくて、こういうものこそ全県を挙げて小学校、中学校、高校、大学も含めてこういうふうなやり方というものを作ってやっていただく。そういうことをやってもらいたいのです。

学校の時間割は1教科45分ですか。50分ですか。

（「45分です」と言う者あり）

45分授業をした後に5分か10分休む中ですか、その間でするのか、いろいろな考え方があってしょうけれども、目を休める中で遠くを見たり近くを見たりする。それから、日光もいいらしいです。日光は体全体の健康にもいいし、目の健康にもなる。血の巡りというのは目の血の巡りでもある。そういういろんなことがある。

そういうのをお医者さんにも聞いて、ちゃんとやり方をまとめて、各学校でちゃんとやっていただくということが、これからの子供の目を守ることになる。目の病気から始

まっていんなものが発症することがあるみたいですから、目が体全体の健康にも影響するみたいです。

脳にも健康があるみたいで、スマホ脳って知っていますか。スマホ脳というのは、余りにもスマートフォンを使い過ぎると情報過多になって良くないと。今までの学校の授業だったら、先生方とやり取りをして、その中で自分で考える時間もある。ところが、スマートフォンになると、非常に多くのデータを仕入れるばかりでスマートフォンに対してものを言わないし、自分の考え方を言わないから多くの情報を聞くばかりになる。そうになると、脳がスマホ脳になって問題になるようなこともあるらしいです。今までと違ってそういうことも気を付けながら、要するに先生方との言葉のやり取りなんかもその中に入れて、本当は今までの教科書とタブレット端末の両方で勉強する方がいいのかなと思います。それはこれからどうなるのか分かりませんが、目にとってはそういうタブレット端末を見るだけの勉強というよりも、いろいろと言葉のやり取りをしたり、遠くを見たり近くを見たり、そういうことを総合的にすれば脳も目も良くなって健康を保てるのではないかという話があります。

そのあたりをじっくりと研究、検討していただいて、各学校の皆さんにやってもらうということをしてほしいのですけれども、どうなのでしょう。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま西沢委員から、県全体で同じような取組をやっていけばどうかという御意見を頂きました。

今年度、養護教諭保健主事の研修会におきまして、視力を含むICT活用における健康面の配慮についてという研修を行いました。その際に、文部科学省から配られていますパンフレットをお配りし、タブレット端末を使うときは目から30センチメートル以上離そうとか、30分に1回はタブレット端末から目を離すとか、寝る前はタブレット端末を使わないなどの五つの約束を書いたものを配布し各学校に掲示し、それに基づいてタブレット端末の使用などをお願いしているところであります。

それと、県教育委員会としましては、昨年スマートフォンの適正な利用推進協議会を立ち上げまして、視力の低下をも含めたスマートフォンの利用に伴う様々な影響やその対策について協議を進めてきました。

令和3年3月末に、スマートフォン等の安全で安心な利用のためにというホームページを作成いたしまして、正しいスマートフォンの活用についての情報を掲載し、その情報を各学校に活用していただくよう、働き掛けているところであります。

西沢委員

問題の一つは、各学校の責任者は校長先生ですね。校長先生に全権限があって、教育委員会から各学校への申入れをどれだけ聞いていただけるかはまた別の問題ですよ。学校が決めるんでしょう。そこが一つの問題で、今まででも、例えば校則は後から言いますが、校則なんかでも各校がばらばらで、今の時代に合った校則とか、全く古い校則とかがいろいろあります。それを国又は教育委員会から学校側に言っても、なかなか聞いてくれないということも見受けられる。新聞報道でそんなものがありました。

これは、やっぱり権限が余りにも校長先生に偏り過ぎている。もうちょっとみんなが聞いてもらえるということも必要なんじゃないか。このあたりが非常に気になって仕方がないんです。だから、今回の目の健康なんかは、子供らやみんなにちゃんとやってほしいという中では、やってくださいというよりもやりなさいというくらいのことを言ってもらいたいです。やっていただきたかったら、やるもやらないも自由です。校長先生の権限の範囲内ですと。でも、それでいいのかなと思うんです。

学校の校長先生の権限そのものは、また別の問題があるんでしょうけれども、やっぱり必要なものはちゃんとやっていただくということが大事なんじゃないか。どう思いますか。

藤田教育次長

西沢委員から、学校長への指導等々について教育委員会としてというようなお話を頂いたところでございます。

先ほど三原体育学校安全課防災・健康教育幹が申し上げたとおり、今がちょうどタブレット端末を使い始めた年ということで、様々なからめ手で子供の健康ということについて、全ての学校で共通の課題として正しい認識を立ち上げられる時期だと捉えております。

そういった意味で、各学校の校長先生には、いろんな会がございますけれども、繰り返し県からの強いお願いという形で4月から重ねてお願いしてきているところです。

今後もそういったところを重ねて、指導助言という形も含めて目の健康、スマートフォンやタブレット端末との上手な付き合い方で学習を進めていくということについて、共に考えていける体制を更に進めていきたいと思っております。

西沢委員

ずっと見ていますので、本当に子供たちにとって必要なことができてなかったら言いますし正しますよ。

そのくらいのことはやってほしい。そういう思いです。やっぱり駄目なものは駄目ですよと言わないといけないですよ。強くお願いします程度では駄目なんです。やってもらわないといけないんです。その権限が余りにも校長先生に集中しすぎていると私は思います。

これは徳島県だけの問題ではないとは思いますが。文部科学省からの話がなんだかなという気がしますけれど、やっぱり権限が余りにも集中していることが気に掛かります。必要なものはやっていただくということも必要なんじゃないかと思えます。

次に、最近は学校といってもPTAとか、これは前からですけども、地域を巻き込んだ教育とか、昔から各家庭に先生方が訪問しに行ったりしています。だから、学校が学校だけではない、地域を巻き込んで、家庭を巻き込んでというところが教育にはあります。そういう思いで、ちょっと言わせてもらいます。

一村一品運動っていうのがありますね。今、コロナ禍の中で、各家庭で親御さんたちが仕事がなかなかやれなくて家にいる。そして、お酒を飲む。家庭内に段々と居づらくなってきているという家庭が多くなってきていますよね。ぎくしゃくしている。子供らもその

中に入って、今のところ徳島県は落ち着いていますけれども、これからは分らない。

各家庭で長時間ゲームをしたり、閉じこもってみたりということで、子供自身も環境が悪い中で落ち込んでいっていることが多くなっているんじゃないのかと。そういうデータはなかなかないでしょうけれども、そんな気がします。

こういうときだからこそ、何ができるのかと。逆転の発想で、いい方法はないのかと考えました。一村一品運動と言ったのは、子供が何か自分に一つ以上の本当にやりたいものを見付けて専念する。そうしたら、それを一所懸命に自宅のほうでもやったら、自分自身にも自信が出てくるというふうなことがないのかなと。

今、学校の延長で英語教育とか、いろいろありますけれども、例えば俳句をやってみたり、囲碁をやってみたり、絵画をやってみたり、運動なんかでも野球やバスケの基本的な考え方をいろいろ教えてもらったり、もっと言えば発明や発見のことを自分で一所懸命に考えてみたり、これで何かできないか、できるのかとかをいろいろ考えてみたりする。そして、外国なんかではグループになっていろんな発言をやっています。日本は子供から自由に発言していくという時間が少なく、積極的な子供が外国から見たら少ないと昔から言われております。大学を卒業するときになって慌てて自分が進みたいところを考えてみたり、そうじゃなくて中学校の頃から自分が何をやりたいのか、どんなことだったらできるのかということを考えていくとか。

そういう時間を学校の中で取るのもいいんだけど、まずは自分の家庭の中で何か一つやったり、自分で方針を考えてみたり、そういうことをやると。それは、自分だけでは無理なところがあるから、それらを教える人、私はこんなことを教えられるよという人が今だったらいっぱいいると思うんです。絵だったら絵の先生、プロフェッショナルがいるし、野球でもプロフェッショナルがいるし、囲碁でも絵画でも本を書くとかでもいろんなプロフェッショナルかそれらしい人がいる。そんな人らが子供らにいろんなことをインターネットの中で指導していくということをやって、その子供が自分だったらこれだというものを自信を持って作り上げていく。

そうしたら、ゲームばかりしたり、家の中で何もしないで閉じこもってみたりというんじゃないで、自分が自信を持って自分の得手を作っていく。今、家庭の時間があるものだから、こういうこともやれるんじゃないか。そういうことを指導するのは、学校が指導してもいいんじゃないかな。

先に言いましたように、家庭も含めて学校教育というのはいろいろと広がりを見せているので、違う委員会の担当にはなるかもしれませんが、そういうところを学校教育も入ってやっていくということはどうなのかなと思うんです。

こういうコロナ禍で大変になって、各家庭で大変になっているからこそ、子供たちにはしっかりした子供に育てほしい。育てる手助けをインターネットの社会の中でやっていく。応援部隊は今いっぱいいると思います。でも、その中で妙なことを教えてもらったらいけないから、ちゃんと見ていかないといけないところはあると思いますけれども、こんな考え方はどうでしょうか。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

子供たちの特技を伸ばしていく取組を学校教育の中でできないかという御質問であった

と思います。

各学校におきましては、学校生活の中心である授業について、児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促し、教育の充実に取り組んでいるところでございます。

その体制づくりの一つといたしまして、現在、地域住民をはじめ大学、企業、NPO法人、スポーツ文化団体、社会教育関係団体等の外部人材が学校運営に関わる学校運営協議会制度、コミュニティースクールの導入を県内の小中高等学校、特別支援学校で進めているところです。

コミュニティースクールを導入した学校では、例えば子供たちにとって多様な外部人材の招へいにより、学びや体験活動が充実したり、地域の担い手として自覚が高まるなどの効果が見られています。例を挙げますと、地元の大工さんに来ていただいて道具の使い方を指導いただいたり、体育の授業でサッカー選手に来ていただいて実技指導をしていただいたり、自動車工場の方に来ていただいて車のエンジンの仕組みを説明したり、また書道教室の方を招いて授業をするなどの協力も頂いているところでございます。

他の学校におきましても、外部人材を使っているという状況でございます。

西沢委員

そういうのやっているのは分かっていますけれども、各家庭で長時間いるようなときに、その学校で1回だけ教えてもらうという仕組みではなくて、ずっと各家庭でパソコンを見ながらいろいろ教えてもらうとか、そういう家庭でパソコンやインターネットを使って教えてもらう。これもそういう自分の本当に得手の一つを追求していくということができるような体制づくりです。今だったら1回こっきりとか、そういうようなことだと思います。でも、そうじゃないのです。しっかりと教え込んでいく。だから、絵画だったら絵でこうやってそれを見てもらって、専門の人にネットで見てもらって、それをこうやったらどうかとずっと教えてもらう。俳句だったら俳句でそういうこと教えてもらう。それで、自分の進む道を考えさすきっかけにして、それをずっと応援部隊みたいなものを作っていくとか。

だから、そういういろんなことがあると思いますけれど、学校が中心になって一つのことをずっと教えていくというのは難しいです。でも、個人個人に教えていくというのは、各家庭の中でいろんな人が携わってきたらできる話なのです。教えたいという方も今はいると思います。そういう人をうまくつないで、子供らの教育を、本当にやりたい教育を、自分がしたい教育を教える。教育というよりももっと広い意味での教育かも分かりませんが、いろんなことやって子供らが自信を持って生活していけるということをすれば、ゲームにばかり頼らずにしっかりとした人間ができていくのじゃないかと思います。

だから、学校でやっていることも分かりますけれども、そういうのじゃなくて一人一人をしっかりと教え込んでいくということをやりたいのです。学校の関係者であるPTAの中だけでもいろんな人がいます。英語が得意な人、物理が得意な人、そういう学校教育の中で得意な人がいっぱいいます。一般の人も、スポーツが得意な人もいっぱいいます。でも、インターネットでいうと、もっと深い人がいますよね。プロフェッショナル級の人もいます。だから、どこまでの範囲まで広げるかというのは分かりませんが、い

ろんな教えてくれる人はいると思うのです。

そこらあたりをしっかりと考えていただいて作り上げていったら、これはすばらしい人間ができていくと私思うのです。今だからこそ各家庭でそういうことやっていくと、家にもらずに胸を張って生活していけるのではないかな。

それに、家庭を巻き込んで、俳句だったら家庭のお父さん、お母さんを巻き込んでみんなですると、家庭の和にもつながっていく。こういうことを一度考えてほしいです。学校教育の中で駄目だったら、ほかのところも巻き込んで、ほかの担当のところも巻き込んでこんなことを考えてほしい、具現化してほしいと思います。どうでしょうか、こういうのは無茶でしょうか。それともやったほうがいいと思いますか。

木屋村学校教育課長

ただいま西沢委員から、児童生徒一人一人の特性にあった力を伸ばしていくような、それをより深くやっていくような仕組みづくりはという御質問を頂いたところでございます。

まず、学校教育で行えることと、家庭の力を借りてやっていくことを整理しながらでございますが、学校のほうにはいろいろな情報、外部人材を活用した情報も入ってきており、イベントも含めまして教育にとって良い情報を頂いております。一人一人の子供に合うようなイベント等もございますので、そういうものを学校のほうから個々にお伝えするような形で、得意分野を伸ばせるような仕組みを作っていけたらと考えております。

西沢委員

イベントとかでは回数が少ないですから、そうではなくてもっと中まで踏み込んだ対策を練るように、それも学校教育のほうだけでなくいろんな担当がありますよね。それらの人と一緒になって、良い方向を見付けてほしいと、このコロナ禍だからこそ逆手に取って良い方向があると私は思うのです。よろしく頼みます。

それから、ワークボードだったかな、それに校則のことがいろいろと載っていましたね。何回も載っていました。

いまだに校則というのは、例えば髪の色を黒く染めなさいとか、元々茶色なのに黒く染めなさいとか、何かそんなのがあるのですかね。びっくりしました。

私も校則がどんなものか、最近は見ることがないのですけれども、そういう旧態依然の校則というのは、徳島県でもあるのですか。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま西沢委員から、例えば地毛である頭髪を黒く染めなさいとか、くせ毛である子供にそれを直しなさいというようなことがあるのかという御質問だったかと思います。

本県の頭髪指導については、例えば染髪、パーマ等で規則に反する髪型となった場合には、保護者へ理解を求め元の状態に戻すことをお願いすることはありますが、地毛を黒く染めさせるというようなことはないと承知しております。

西沢委員

丸刈りはないのですか。新聞には丸刈りを校則の中に入れているというところがあったりするみたいですが、そういうこともないのですか。

高畑いじめ問題等対策室長

私が把握している範囲では、丸刈りを校則として規定しているということは存じ上げておりません。

西沢委員

5月15日の徳島新聞には、1991年に阿波商業高等学校を最後に高等学校では絶滅したと書いてあります。でも、小中学校は分かりません。

私はバスケットボールをやっていますが、バスケットボールをやっていたら髪型をこんなふうにしたらいけないとか、野球だってこのようにしないといけないとか、野球丸刈りってよく言っていました。甲子園に行くには皆さん丸刈りだと。あれが良いのか悪いのかは分かりません。精神教育の一貫かも分かりません。でも、部分的にはまだ現存しているのではないかと、そんな感じはします。

問題は、校則そのものがいまだにそういう昔ながらのもので、ごちゃごちゃ言われていることがあるということに対して、子供らはどういう動きをしているのか。生徒会は一体何をしているのか。生徒会の活動範囲はどこまでですか。そういう校則に対して、ものを言えないのか。

木屋村学校教育課長

ただいま西沢委員のほうから、生徒会はどんな活動をしているのかという御質問を頂いたところでございます。

生徒会は、全校の生徒で組織される生徒が主体的に行動を育むような活動で、どんな活動かと申しましたら、まず生徒たちの行事であります学校行事を企画運営していく。それから、学校への要望に対しましても生徒総会という場がございまして、そこで自分たちの学校生活がより良くなるように、学校側に提案するような場を設けておったりしているところでございます。

西沢委員

先にも話ししましたが、そういう髪型とか地毛のこととか、そんなのがいまだに残っている。徳島県は分かりませんが、そんなのが残っているというのを聞きますと、生徒会からの声というのは出てきているのか、出てきていても無視されているのか。そのあたりを感じてしまうのです。

子供たちの活動というのは、どこまできちんとやったり、反映されたりしているのか。そして、生徒会が、例えば一つの学校だけではなくて徳島県の生徒会の活動とか、もっと広げて全国というのもありますけれども、もっと広い範囲の中で話をして、その中で良いものは良い、悪いものは悪いという判断の中できちんとやっていける状況が作れているのかなと思うのです。

子供らの自主性がどこまであるのか。子供の権利条約というのが、世界の国際連合総会

で作られましたけれど、日本では子供の権利条約そのものがどこまで生かされているのか、ちょっと私はよく分からないのです。

そんな中で、校則なんかは学校の子供らの活動の在り方なんかもあるのではないかな。日本では、そこらあたりの子供の権利、子供らが活発に行動するという状況がちょっと見受けられないと私自身は思うのですけれども、どうなのですか。この子供の権利条約が、日本ではどうなっていますか。

森下人権教育課長

ただいま西沢委員より、子供の権利条約がどのように浸透しているのかという御質問を頂きました。

子供の人権についての学習では、各学校で発達段階に応じた人権教育指導教材の中に掲載しておりまして、小学校では約8割、中学校では約7割、高校では約5割の学校で子供の権利についての学習を実施しているところでございます。

西沢委員

どのようなことですか。

森下人権教育課長

例えば、小学校では人権教育指導教材の中に、こんなのいやだチェックシートというのがありまして、自分が人権侵害に当たるということを自分の立場に置き換えて考えることによって、自分の権利について話し合うという学習を行っております。

中学校や高校におきましても、子供の権利条約の理念を理解するとともに、互いの人権を尊重できるような態度が身に付くように学習を進めているところです。

西沢委員

そういう中で、先ほどの校則なんかを見ると、いまだに残っているなんていうのはちょっと解せないですね。もっともっと子供らがものを言える。そして、それを学校側も教育委員会も聞くことがまだまだ不足しているのじゃないかと、今までの校則だけを見ても感じられます。

やっぱり子供の権利そのものが、まだまだ大人から見て不十分じゃないのかなという感じがします。そういうことを考える中で、子供らが本当に発言できて、どんどんと良い方向に自分たちでやっていけるように、おかしいところはおかしいときちんとものが言える人間を作っていくといけないですよ。

答えは求めませんが、そういうことをこれからも一つやっていただきたいと思います。

大塚委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第12号、新型コロナウイルス感染症に関しPCR検査の検体採取を教職員に当たらせないよう求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

榑教育長

請願第12号、新型コロナウイルス感染症に関しPCR検査の検体採取を教職員に当たらせないよう求める請願について、現状を説明させていただきます。

本請願は、公立学校の教職員から構成される徳島県教職員組合から、新型コロナウイルス感染症に関し、原則として、教職員をPCR検査の検体採取に当たらせないこと、新型コロナウイルス感染症に関わる教職員の業務については安全対策を徹底することを請願されているものです。

これまでも児童生徒の感染が確認された場合、学校においては、保健所が行う行政検査に協力を行っており、駐車場誘導や名簿作成に従事するなど、保健所と連携してきたところです。

クラスターが発生した富岡東中学校・高等学校では、ドライブスルー方式でPCR検査を行っており、生徒が唾液を自己採取した容器を回収するという作業に教職員も従事しましたが、国が示す指針等に沿ってマスク及び手袋を装着し、加えてフェイスシールドも着用するなど、十分な感染防御対策が講じられており、安全対策上は問題がなかったと考えております。

一方で、事前に保健所から学校へ検査の流れや役割などの説明がありましたが、学校から教職員への連絡が検査当日となり、着替えなどの準備が十分でないまま作業に当たった教職員がいたと聞いております。

請願事項の1点目、原則として、教職員を検体採取に当たらせないことについては、保健福祉部は今後、検体を直接扱うような作業については可能な限り保健所の職員で対応されるとのことであります。

また、請願事項の2点目、安全対策を徹底することについては、当然のことながら引き続き安全対策を徹底してまいります。

請願の内容に関する現状は、以上でございます。

大塚委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「一部不採択」と言う者あり）

庄野委員

西沢委員より、原則として、教職員をPCR検査の検体採取に当たらせないことについて不採択ということで、びっくりしました。

私は、実際に作業に当たってその結果感染された先生に直接お聞きしました。これは、先生にさせるなどと言っているわけではないのです。原則としてというのが入っているところにみそがあって、一番危険だと思われる箇所については基本的には医療関係者や保健所の方々がやるべきだと私は思っております。だから、原則として当たらせないことなのですけれども、ただ、原則が入っているということは、いかなる場合でもではないのです。先ほども言われましたけれども、例えば地震が起きたときとか、先生がどうしてもやらなければいけないときはあるのです。危険を顧みずに検体採取に行かなければいけないこともあると思います。それは、そこまで先生にさせるなどと言っているわけではないのです。十分に注意をしてするのだけれども、そういう危機的な、天地がひっくり返ったような、新型コロナウイルス感染症のクラスターがいっぱい出たようなときには、当然先生もそういう検体採取に携わるというのは当たり前のことなのです。

ただ、原則はそうなのですよということを書いてあるのです。これを否決してしまうということになると、今までの議論がなんだったんだと私は思いますので、やっぱり①も採択するべきだと思います。

西沢委員

私の基本的な考え方は、今、世界中がコロナ禍の中で、世界がどうなるのか、人類がどうなるのかという最大の危機だと捉えております。

そういう最大の危機では、みんながそれぞれが非常時ですから、非常時ということを踏まえてみんながこれを抑えるということに全力で応援体制というか頑張らないといけない。それが基本的な考え方だと私は思います。だから、非常時と常時の考え方は全然違うのです。原則としてということがありましたけれども、このコロナ禍の中ではそういうことではなくて、どんどんと前向きにこの新型コロナウイルス感染症対策に対してみんなが全力で協力していくという立場を考えることが先なのではないか。

原則としてやるというのがあります。でも、そうではなくて、全力でみんなが頑張るという体制こそが今の世界に必要なことだと。みんなの立場を超えて、そうするべきだと思います。そういう意味から、私は反対だと言っているのです。

大塚委員長

それでは、意見が分かれましたので、項目を分けて採決いたします。

まず、請願第12号のうち、①原則として、教職員をPCR検査の検体採取に当たらせないことについて、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第12号のうち、②新型コロナウイルス感染症に関わる教職員の業務については安全対策を徹底することについては、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

採択とすべきもの（起立採決）

請願第12号の①

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第12号の②

これをもって、教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（13時53分）